

災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」について

1 事業の概要

「東日本大震災」により「全壊・大規模半壊又は半壊した住宅」を市町村が業者に依頼して一定の範囲内で応急修理する制度です。

2 対象世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

大規模半壊又は半壊の被害を受けたこと（市町村が発行するり災証明書が必要となります）。なお、全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象です。

応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと。

3 所得制限等

前前年の世帯全体の年収等が以下のいずれかに該当する世帯が対象です。

世帯全体の年収が 500 万円以下の場合

世帯全体の年収が 500 万円超、700 万円以下で、かつ、世帯主が 45 歳以上又は要
援護世帯

世帯全体の年収が 700 万円超、800 万円以下で、かつ、世帯主が 60 歳以上又は要
援護世帯

ただし、大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、所得制限はありません。

4 住宅の応急修理の内容

住宅の応急修理は居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施します。緊急度の優先順は次のとおりです。

屋根・柱・床・外壁・基礎等、
ドア・窓等の開口部、

上下水道・電気・ガス等の配管・配線、
衛生設備

注 1) 地震の被害と直接関係のある修理のみが対象です

注 2) 内装に関するものは原則として対象外です

注 3) 家電製品は対象外です

5 限度額

一世帯あたりの限度額は 52 万円です。

同一世帯（1 戸）に 2 以上の世帯が居住している場合でも、上記 の一世帯あたり
の限度額以内となります。

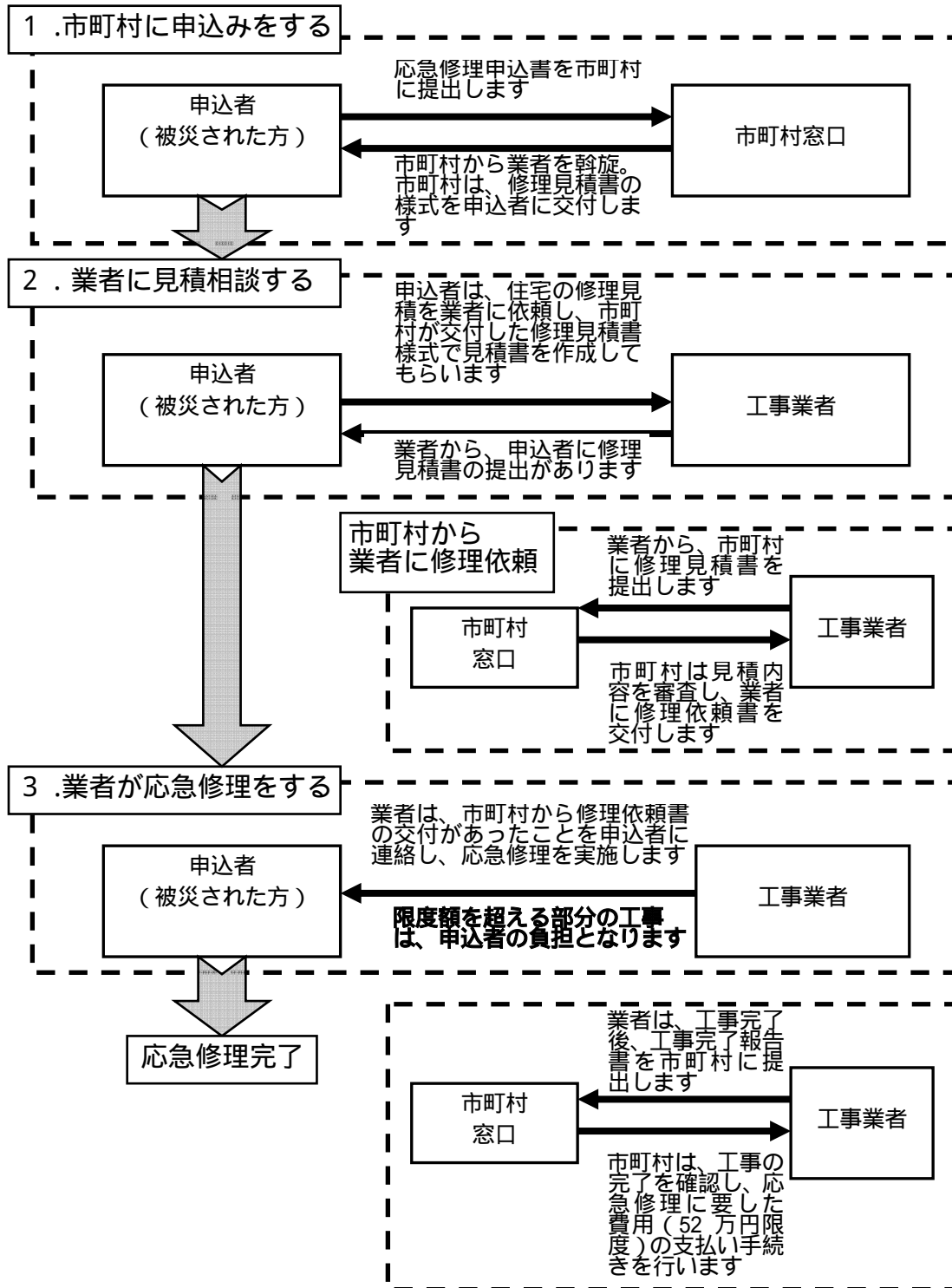
6 その他

このほか、全壊か大規模半壊の被害を受けた住宅は、被災者生活再建支援金を使って「住宅の応急修理制度」と合わせて住宅の補修をおこなうことができる。

7 工事完了期限

原則として災害発生日より1ヶ月以内ですが、期限の延長を検討中です。詳しくは市町村の申請受付窓口にご相談下さい。

8 手続きの流れ



9 申請について

各市町村の住宅応急修理担当窓口

住家の被害認定基準

被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が実施し、下表の または いずれかによっておこなう。市町村は、被害調査をもとに「り災証明書」を発行する。

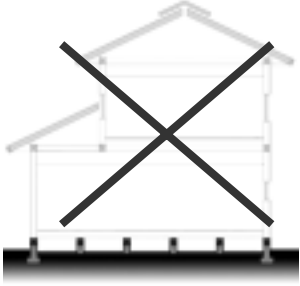


	全壊	大規模半壊	半壊
損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

< 参考 >

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る被害認定迅速化のための調査方法について

(内閣府防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html>)

今回の津波被害について、航空写真による流出の確認や浸水等の状況に応じて被害認定できる。

	全壊	大規模半壊	半壊
状態 家屋流出  1階天井まで浸水 	床上1メートル以上の浸水 	床上浸水 